

## 北島町へ転入された方

北島町のHPでも確認出来ます。



転入に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

| ことから                                  | 担当課  | 手続き内容と必要な書類等   |
|---------------------------------------|--|--|
| 国民健康保険に加入される方                         | 1階<br>健康保険課<br>TEL (088)<br>698-9805           | 前住所地に引き続いて国民健康保険に加入される方、または他の健康保険に加入していない方は、北島町国民健康保険に加入の手続きをしてください。<br>* 国民健康保険税に関することは、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。                            |
| 後期高齢者医療制度にご加入の方                       |  | 県内からの転入の方は、手続きの必要はありません。後日、後期高齢者医療被保険者証をお送りします。<br>県外からの転入の方は、他県の広域連合が発行する「負担区分等証明書」等を提出してください。後日、後期高齢者医療被保険者証をお送りします。                               |
| 介護保険に関すること(65歳以上の方)                   |  | 65歳以上の方で要支援・要介護認定を受けていない方は、とくに手続きの必要はありません。後日、介護保険被保険者証をお送りします。<br>要支援・要介護認定をお持ちで、前住所地の市町村窓口にて交付される「受給資格証明書」をお持ちの方は、窓口へ提出してください。後日、介護保険被保険者証をお送りします。 |
| 印鑑登録をされている方                           | 1階<br>住民課<br>TEL (088)<br>698-9804             | 印鑑証明書が必要な方は、新たに印鑑登録が必要です。  |
| マイナンバーカード(電子証明書)・通知カード・住基カードをお持ちの方    |  | マイナンバーカードをお持ちください。<br>電子証明書は新たに申請が必要です。  |
| 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方        | 1階<br>税務課<br>TEL (088)<br>698-9803             | 前住所地で標識の返還ができていない場合、標識の返還と北島町での新標識の取得の手続きを行ってください。   |
| 軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方                     |  | * 市町村の窓口では手続きできません。<br>手続きに関しては徳島県軽自動車協会(TEL088-641-2010)または、前住所地の軽自動車協会にお問い合わせください。   |
| 軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)をお持ちの方 |  | * 市町村の窓口では手続きできません。<br>手続きに関しては四国運輸局・徳島運輸支局(TEL050-5540-2074)または、前住所地の運輸局にお問い合わせください。  |
| 妊娠中の方                                 | 子育て支援課<br>TEL (088)<br>698-8909<br>(保健相談センター内) | 「妊婦健康診査受診票」「新生児聴覚検査受診票」をお持ちの方は、差し替えが必要です。  |
| 予防接種予診票交付                             |  | 母子健康手帳をお持ちください。接種歴を確認し、予診票を交付いたします。  |
| がん検診受診券交付                             |  | 対象の方は交付ができますので、お問い合わせください。   |

**妊娠中の方や予防接種未接種の方、乳幼児健診がお済みでない方は、お手数ですが、保健相談センター(役場裏)までお越しください。**

【裏面もご覧ください】

| ことから                                       | 担当課   | 手続き内容と必要な書類等   |
|--|---|--|
| 児童手当を受給されている方                              | 子育て支援課<br>TEL(088)<br>698-8909<br>(保健相談センター内) | <p>転出予定日(転出届に記載した異動日)から15日以内に児童手当担当窓口にて手続きが必要です。(15日を過ぎて申請した場合、原則として、申請の翌月分からの支給となります。)</p> <p>——届出に必要なもの——</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印鑑</li> <li>2. 請求者の健康保険証の写し(又は年金加入証明書)</li> <li>3. 請求者名義の金融機関口座が確認できるもの(預金通帳など)</li> <li>4. 請求者及び配偶者の個人番号が分かるもの</li> <li>5. 児童手当の手続きに来庁する方の身元確認書類(運転免許証など)</li> <li>6. 請求者及び配偶者の児童手当用所得証明書(又は所得・課税証明書)</li> </ol> <p>※6.の書類はマイナンバーを用いた情報連携で確認できる場合は省略できます。</p> |
| 児童扶養手当を受給されている方                            |   | <p>住所変更届が必要です。<br/>前住所地での児童扶養手当証書と印鑑をお持ちください。</p>  |
| 0歳から中学校3年修了時までのお子様がいらっしゃる方(子どもはぐくみ医療費助成制度) |   | <p>印鑑、お子様の健康保険証、保護者の個人番号が分かる書類【注1】をお持ちください。<br/>※【注1】については子育て支援課までお問い合わせください。</p>  |
| 特別児童扶養手当を受給している方                           | 1階<br>社会福祉課<br>TEL(088)<br>698-9802           | <p>住所変更の手続きが必要です。<br/>場合により必要な書類が異なりますので、詳しいことはお問い合わせください。</p>   |
| 重度心身障害者等医療費助成を受けていた方                       |   | <p>新たに申請が必要です。<br/>必要書類については、個人番号や同意書、委任状も含まれますので、詳しいことはお問い合わせ下さい。</p>   |
| 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方                     |   | <p>新たに申請が必要です。<br/>社会福祉課までお問い合わせください。</p>  |
| 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方                          |   | <p>印鑑と手帳と個人番号のわかるものをお持ちください。<br/>※代理人の方が手続きされる場合は、他に必要となる書類がありますのでお問い合わせください。</p>  |
| 身体障害者手帳をお持ちの方                              |   | <p>住所変更の手続きが必要です。<br/>手帳と印鑑と個人番号のわかるものをお持ちください。<br/>※代理人の方が手続きされる場合は、他に必要となる書類がありますのでお問い合わせください。</p>   |
| 療育手帳をお持ちの方                                 |   | <p>住所変更の手続きが必要です。<br/>手帳と印鑑をお持ちください。<br/>※県外から転入された方は顔写真1枚が別途必要です。</p>   |
| ごみ分別カレンダーの配布について                           | 2階<br>まちみらい課<br>TEL(088)<br>698-9806          | <p>次の冊子を配布します。<br/>・わが家のごみ分別カレンダー ・北島町ごみ分別ガイドブック<br/>ごみ出しルールを守って、ごみ出ししてください。</p> <p>* なお、ごみ出し方法の確認とごみ収集開始日の連絡を清掃センター(Tel088-698-4052)にお願いします。</p>  |
| 犬を飼っている方                                   |   | <p>犬の飼い主や住所が変わる場合は、届出が必要です。<br/>既に登録されている市町村の鑑札を持って、まちみらい課の窓口にて申請をしてください。北島町の鑑札と交換させていただきます。</p>   |
| 小・中学校へ転入学される方(町外の小・中学校に転入学される方も含みます。)      | 4階<br>教育委員会事務局<br>TEL(088)<br>698-9812        | <p>教育委員会事務局へお申し出ください。<br/>(事前に転校前の学校で『在学証明書』と『教科書給与証明書』の交付を受けてください。)</p>   |
| 新たに水道をお使いになる方<br>(ご希望日の3日前までに手続きしてください。)   | 4階<br>水道課<br>TEL(088)<br>698-9810             | <p>水道使用開始(名義変更)届が必要です。また、口座引落をご希望の方は、口座振替依頼書をご提出ください。<br/>ただし、アパート等は届出が不要な場合があります。ご不明な場合はお問合せください。</p>   |

【裏面もご覧ください】